

沖縄県立芸術大学ハラスメント防止・対策委員会規程

(平成15年5月13日評議会決定)

改正 平成28年3月31日 学長決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学ハラスメント防止・対策規程（平成11年評議会決定。以下「防止・対策規程」という。）第7条の沖縄県立芸術大学ハラスメント防止・対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) ハラスメントの防止・対策全般についての施策・実施に関すること。
- (2) ハラスメントに関する調査、研修及び啓発活動の企画及び実施に関すること。
- (3) ハラスメントの相談について、相手方の注意を喚起するための通知に関すること。
- (4) ハラスメントの問題解決のための調整に関すること。
- (5) ハラスメントに関する被害救済手続における事実調査及び沖縄県立芸術大学ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置に関すること。
- (6) ハラスメントに関する被害救済手続における事実認定に関すること。
- (7) ハラスメントに関する被害救済手続における被害者の要請による話し合いへの援助・助言に関すること。
- (8) ハラスメントの防止・対策に関し、必要な事項を学長に報告するとともに必要な措置の実施を学長に求めること。
- (9) その他ハラスメントの防止・対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部長
 - (2) 各研究科長
 - (3) 附属図書・芸術資料館長
 - (4) 附属研究所長
 - (5) 学生部長
 - (6) 事務局長
 - (7) 各学部長から推薦された教員 各2名
 - (8) ハラスメントについて専門的知識、識見を有する本学常勤の教員 若干名
 - (9) その他委員会が適当と認める者 若干名
- 2 前項第7号から第9号までの委員は、学長が任命又は委嘱する。
- 3 前項で任命する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会が防止・対策規程に基づきハラスメントに関する事案を処理する場合、当該事案における相手方が委員会の委員であるときは、防止・対策規程に基づく当該事案の処理が完了するまでは、当該委員は委員の職務を行うことができない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、原則として4月、7月、12月及び3月に開催する。

2 委員会は、前項に定めるほか、委員長が必要と認める場合に開催する。ただし、ハラスメント相談室が重大又は緊急の対応が必要と職権により判断した相談について報告があった場合、防止・対策規程第11条第1項の規定による申出があった場合、第12条第1項若しくは第13条第1項の規定による申立てがあった場合又は3分1以上の委員による要請があった場合は、直ちに開催しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、防止・対策規程第13条第3項に基づき調査委員会を設置する場合は、3人以上の委員の出席により会議を開くことができる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させその意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

1 この規程は、平成15年5月13日から施行する。

2 平成15年度の委員の任期は、平成16年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月17日評議会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。